原判決を破棄する。

被告人等を各科料五〇〇円に処する。

被告人等において、右科料を完納することができないときは、金二五〇円を一日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

原審ならびに当審における訴訟費用中原審証人A、同B、同C、当審証人Dに支給した分は、被告人等の連帯負担とする。

理由

本件控訴の趣意及びこれに対する答弁は、北見区検察庁検察官事務取扱検事中村 直治作成名義の控訴趣意書及び被告人等が連名で提出した答弁書記載のとおりであ るから、これを引用する。

控訴趣意第一点(法令適用の誤り)について。

されば、原審の見解のごとく、団体の業務執行役員のみが許可申請の義務を負い、同役員を処罰することによって、道路交通取締法規の所期する目的は充分によって、道路交通取締法規の所期する目的なく、実行したものまで処罰する必要はなるのまる。ところで、後記認定とるののは、特別の解釈を誤ったものといわざるを得ない。ところで、後記認定とく、本件街頭演説会は、団体であるF党G地区委員会が主催したものと解せるのであるが、被告人等は、いずれも同地区委員会の業務執行役員であり、これ違いの刑責を免れることはできないものというべきである。そうだとすると、原門との刑責を免れることはできないものというべきである。そうだとすると、原門と解している。の点に関する答弁は理由があり、この点に関する答弁は理由があり、この点に関する答弁は理由があり、この点に関する答弁は理由がない。

控訴趣意第二点(事実誤認)について。

原判決は、本件街頭演説会の主催者が、前記F党G地区委員会またはその下部組織である同党H市委員会のいずれかであることは動かしがたいところであるが、そのいずれであるかは、証拠上確定しがたい旨及び被告人等が、街頭演説会の主催者

たる団体の業務執行役員として、所轄警察署長に対する許可申請をなすべき義務を 負担していることも証明不充分で認めがたい旨判示していることは、所論のとおり であり、被告人等は、本件街頭演説は、右H市委員会の主催によつて、行われたも のであつて、同委員会の役員に就任していない被告人等には、許可申請をなすべき 義務はなく、従つて、何ら刑責はない旨主張するのである。

(一) 被告人等は、道路交通取締法規に、道路使用の許可申請の手続が定められていること及び事前に許可を得ないで街頭演説をした場合の罰則の存することは、全く知らなかつたのであるから、本件刑責を負ういわれはない旨主張するのであるが、仮に知らなかつたとしても、右は法の不知に帰するのであつて、法の不知は、刑法三八条三項によつて、犯意を阻却しないものと解すべきであるから、この点に関する答弁も理由がない。

被告人等は、道路交通取締法規は、警察署長が、交通の安全確保に名を 公共の福祉に反するや否やを判断するに当つては、前記憲法の条規の示すように、 自由権が立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とせられ、かつ国民の不断の 努力によつて保持されねばならないものであることに鑑み、極めて慎重であらねば ならないこともまた多言を要しないところである。したがつて、法令において、特定の行為につき、単なる届出制を定めることは格別、そうでなく一般的に許可制を てこれに反するものとして許〈要旨第二〉されないと解するのが相当である。しか し、許可制をとつていても、表現の自由自体の制限を目的とすること〈/要旨第二〉な く、公共の秩序を保持し、または公共の福祉が、著しく侵されることを防止するた め、一般的にこれを制限するのではなく、特定の場所または方法につき、合理的かつ明確な基準のもとに、これにつき予め行政官庁の許可を受けしめ、またはこれに届出をなさしめて、公共の安全を脅かす明らかな差迫つた危険が予見される場合に 限り、これを禁止することができる旨の規定を設け、その結果表現の自由が反射的 に或る程度の制約を受ることがあつても、それが合理的であるかぎり、これを以つ て直ちに憲法の保障する国民の自由を不当に制限するものと解すべきではない。け だし、国民は、憲法一二条の規定するように、常にその自由及び権利を公共の福祉 のために利用し、これを濫用してはならない責任を負うものであつて、国民は、自 らの権利を主張し、自由を叫ぶに当つては、他の国民の基本的人権を尊重し、これに対する不当な影響を最少限度に止むべきことを行動の限界とすべきであるからで ある。

今本件につき、これを見るに、近時、道路上における交通事故の激増に伴い、人的物的の損害著しく、ために、これらの事故を防止し、交通の安全を図るための適切な対策が、極めて緊要であること及び街頭演説は、時または場所、方法の如何によつては、交通上著しい支障となり、公共の福祉を害することは、周知の事実である。道路交通取締法規は、右の事情に鑑み道路における危険防止及びその他の交通

の安全を図ることを目的として制定されたもので、この目的を達成するため、道路を使用する特定の行為につき、公共の安全を脅かす明白かつ差迫つた危険が予見される場合に限り、最少限度の制約を加える趣旨のもとに、合理的かつ明確な基準を示して、道路の使用制限を、警察行政に委ねたものであることは、右諸法規の内容を通読すれば、極めて明白である。されば、街頭演説のための道路使用を許可制度とし、無許可で使用した場合を処罰する道路交通取締法規が、直ちに、憲法二一条に違反する無効の法規であるということはできない。被告人等の答弁は理由がない。

よつて、刑事訴訟法三九七条、三八二条、三八〇条に則つて、原判決を破棄し、 同法四〇〇条但書に従つて、次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人等は、共謀のうえ、所轄警察署長の許可を受けないで、昭和三三年三月二三日午後一時三〇分頃から、同日午後三時頃までの間北見市としては、比較的繁華である同市ab条cd丁目E時計店附近の道路上において、こもごも時局問題に関する演説をし、少くとも五〇名を越える聴衆を集めて、人寄せをしたものである。(証拠の標目)

- 一、 原審ならびに当審証人A、同I、同K、同Lの各供述
- 一、原審証人Bの供述
- 一、 被告人等の原審公判廷における右判示日時頃右判示の道路上で、時局問題 に関する演説をしたことは相違ない旨の各供述

(法令の適用)

被告人等の判示所為は、各道路交通取締法二六条一項四号、二九条一号、同法施行令六九条一項、昭和二九年一二月二七日北海道公安委員会規則一三号、同法施行細則二六条八号、罰金等臨時措置法二条、刑法六〇条に該当するから、所定刑中科料形を選択し、その所定金額の範囲内で、被告人等を各科料五〇〇円に処し、被告人等において、右科料を完納することができないときは、刑法一八条に則り、金二五〇円を一日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。なお、刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条に則り、原審ならびに当審における訴訟費用中原審証人A、同B、同C、当審証人片山富夫に支給した分は、被告人等の連帯負担とする。

よつて、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 豊川博雅 裁判官 雨村是夫 裁判官 中村義正)